

京都市川岡東児童館 評価結果報告

＜Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織＞

Ⅰ-Ⅰ 理念・基本方針

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ) 理念、基本方針が確立・周知されている。

Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）に、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人（児童館）内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 Ⅰ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評

児童館の理念や基本方針を利用者や職員へ周知するため工夫が取り入れられています

- ① 児童館の基本方針を分かりやすい言葉でまとめたリーフレットや児童館だよりを発行し、利用者への周知を図っています。オリジナルキャラクターを用いた誌面は初めての利用者にも親しみやすく温かみがある児童館の雰囲気を感じられます。初めての利用者を想定して書かれた誌面には、情報が簡潔にまとめられ、ターゲットに伝わりやすい配慮を感じられます。
- ② 職員が業務担当やシフト体制を記入する「ジョブシート」には、児童館の理念や目標が掲載されています。「ジョブシート」は毎日のミーティングで共有することになっているため、職員は必ず目を通し理念や目標を振り返ることができます。

Ⅰ-2 経営状況の把握

【評価項目】 Ⅰ-2-(Ⅰ) 経営環境の変化等適切に対応している。

Ⅰ-2-(Ⅰ)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（児童館）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】I-2-(1)について

講評		
法人の目指す地域社会の実現に向けて、これまでに蓄積された児童養護施設の運営ノウハウが児童館経営にも生かされています		
①	経営バランスをみながら、社会情勢に合わせて賃金規程などの就業規則の見直しを行っています。また人材確保に向けて就職フェアへ出展する際は、法人児童館3館合同でパンフレットを作成しました。	
②	京都市児童館学童連盟主催の研修会や児童健全育成推進財団主催の研修会など外部研修に職員が積極的に参加することで、社会福祉、児童福祉の動向について情報収集するようにしています。	
③	年1回法人運営の児童館3館共通の利用者アンケートを実施し、各館で利用者層別に利用状況やニーズ等の把握・分析を行っています。	
④	児童館ごとに事業費や職員の人件費などの管理が任せられ、独自性が尊重されているとともに、各館の運営課題に対して、法人の施設長会議や主任会議などで内容を検討する機会が設けられています。法人の長年の実績と特性を生かし、児童館運営に対するノウハウの提供や実務のサポートが行われています。	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】I-3-(1) 中・長期(3～5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期(3～5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期(3～5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
2	中・長期(3～5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
3	中・長期(3～5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
4	中・長期(3～5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	○
5	中・長期(3～5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	○

I-3-(1)-② 中・長期(3～5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3～5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○

【評価項目】I-3-(1) について

講評	
中・長期計画は、指定管理の申請を区切りとして策定し、法人の目指す方向性に従って策定しています	
①	指定管理の申請時期に合わせて、5年ごとに中・長期計画を策定しています。運営委員会から出された意見や利用者アンケート結果をもとに「子ども育成事業」「子育て支援事業」「地域交流事業」「学童クラブ事業」の事業別と人材育成の観点から策定を行います。また法人全体で年1回、各館の利用者数を共有し、実施内容の検証と次年度に向けて計画の修正を行っています。
②	児童館は経営法人にとって、法人と地域の子ども・子育て家庭をつなぎ、乳幼児から高齢者までが安心して暮らせる地域社会を目指す拠点として位置づけられ、安定した経済基盤の元で運営されています。財務状況は毎年度法人ホームページで開示されています。
③	単年度計画は前年度を振り返り、数値目標や職員の職務分担などの見直しを行ったうえで、実行可能な案を策定しています。

【評価項目】 I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

講評	
事業計画の策定は職員全員で行い、おたよりや SNS など様々な方法で利用者へ周知されています	
①	事業計画は、11月に実施される法人共通の利用者アンケートの分析と年度末の職員会議での総括を経て、次年度計画が策定される仕組みです。
②	事業計画は、児童館だよりや乳幼児親子向けのおたより、地域ステーションだよりや児童館のホームページ、SNSでも発信されています。児童館運営協力会や児童クラブ入会説明会では、年間スケジュールを提示し職員から参加者へ直接説明しています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評
第三者評価結果を法人内で組織的に分析し、改善策を検討する仕組みがあります ① 指定管理の申請年度を区切りとして、第三者評価を受審し、その結果を館長会で報告しています。評価結果を相互分析しあい、自館の職員にも共有することで、組織的な質の向上につなげています。また評価結果はホームページでも公開され、誰もが閲覧できるようになっています。 ② 翌年度の事業計画を策定する際は、職員会議を利用し、継続する事業、中止する事業、新たに取り組むべき事業について職員で検討しています。また第三者評価の受審年度には、評価結果をもとに職員で改善点を検討し、事業計画の策定を行います。

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-Ⅰ 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-（Ⅰ）管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-Ⅰ-（Ⅰ）-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

Ⅱ-Ⅰ-（Ⅰ）-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-（Ⅰ）について

講評	
コンプライアンスや職場倫理について職員が学ぶ機会を設け、周知や浸透に努めています ① 職務分担表や川岡東児童館オリジナルの業務マニュアルを作成し、館長や各職員の役割を明確にしています。法人児童館合同で行われる職員研修会でも館長の責任と役割を明文化し、職員への周知を図っています。 ② 児童館だよりに苦情解決窓口として館長名を公表し、利用者に対して管理者としての責任の所在を明確にしています。 ③ 法人児童館で合同研修会を実施し、法人の就業規則やコンプライアンスマニュアルについて職員が学ぶ機会を設けています。文面を読み合わせるだけでなく、明文化された背景を学んだり、コンプライアンスに抵触し得る事例についてグループで意見交換するなど、現場実践に即した研修が行われています。	

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-（Ⅱ）管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-Ⅰ-（Ⅱ）-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○

3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】II-1-(2) について

講評
法人運営児童館の館長が連携し、児童館経営の改善や質の向上に向けて組織的に取り組んでいます ① 行政や京都市児童館学童連盟などが実施する研修会に経験年数やテーマに応じて職員を派遣するほか、法人児童館3館が持ち回りで行う内部研修にも職員が交替で参加する仕組みがあります。内部研修では参加者アンケートを実施し、関心の高かった内容を次回研修のテーマとして取り入れ、法人児童館全体の質の向上に取り組んでいます。 ② 館長は、非常勤職員の補充や地域ボランティア、講師の配置など、総合的なマンパワーの確保に向けた人員配置を行い、そのために日頃から必要な機関や団体との関係構築に努めています。 ③ 毎月行われる館長会では、各館の課題や計画などについて情報交換しています。マニュアル策定の際は、各館長が収集した案を持ち寄り、法人児童館として統一されたマニュアルを作りました。各館の指定管理更新のタイミングに合わせて館長会で改訂内容の検討も行われています。

II-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人（児童館）は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人（児童館）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像」を明確にしている。	○
2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(1) について

講評
職員の定着に向け、人事基準と人材育成の仕組みが連動した人材育成計画の策定が期待されます ① 法人児童館3館合同で職員募集パンフレットを作成し、民間の就職フェアへ出展しています。また実習生受入れの際は、職員の経験を伝える座談会を設け、「期待する職員像」を具体的に伝えるようにしています。 ② 非常勤職員の採用にあたっては、各館長へ権限が一任されています。館の採用計画に基づいて、市の放課後児童健全育成事業の職員配置基準を満たす人員配置に努めています。 ③ 新任職員を対象に、就業規則の内容を理解するための研修会を実施しています。各種手当などの処遇改善や就業規則の見直しは、経営バランスや社会情勢を鑑みながら適宜行われています。 ④ 京都市児童館学童連盟の研修を基本としながら各職員の経験やスキルに応じた研修体系を提示し、職員の将来への見通しを示すとともに働く意欲の向上に努めています。

【評価項目】Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2) について

講評
職員の就業状況や意向を把握し、常に業務改善を行い働きやすい環境づくりに取り組んでいます ① 就業規則に基づき、館長が職員の有給休暇の取得状況や超過勤務の把握を行い、適正な就業管理を行っています。 ② 職員へ個別ヒアリングを実施し、「自己評価シート」をもとに業務目標やその達成度、異動の希望など各職員の

考えを把握しています。また子育てや介護など個別の事情に配慮し、職員同士でフォローし合える職場づくりに努めています。

- ③ 職員からの提案をもとに、整備に必要な予算を確保し ICT を導入することで業務の効率化に努めています。書類作成の時間短縮や情報共有が円滑になるなど、職員の事務負担の軽減につながっています。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3) について

講評
職員の研修参加を推奨し、個人の資質向上と理念の実現に向けた運営に努めています ① 半期ごとに職員のヒアリングを実施しています。職員一人ひとりが作成する「自己評価シート」には、自己評価を記入してもらい、ヒアリングの際に館長とともに達成度を確認しています。館長は各職員の進捗や意向を把握したうえで育成に向けたアドバイスをを行っています。 ② 職員研修は、主に京都市児童館学童連盟で体系化された研修を受講し、個人別に履修状況を確認できるように

しています。年度ごとに職員の経験やスキルに応じて受講すべき研修を割り当て、対象者へ声掛けしています。

③ 法人児童館3館の持ち回りで年3～4回の内部研修の企画・運営を行っています。テーマに応じて対象者を明確にし、参加者アンケートを参考にしながら実践的な研修会を実施しています。

④ 外部研修については、職員の自己研鑽の機会として希望があれば参加を促し、研修成果を活動に活かす取組を積極的に推奨しています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	○
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4)について

講評
実習生が安心して意欲的に活動できるよう体制を整え、積極的に受入れを行っています
① 実習生に向けて「児童館実習の手引き」を作成しています。児童館職員の役割や実習の心得、実習中のスケジュールなどを冊子にまとめ、各自へ配布しています。
② 実習前にはオリエンテーションを行い、具体的なスケジュール確認や事前の施設見学にも対応しています。また実習期間中は学生が児童館の仕事に楽しさややりがいを感じられるよう、館長と職員が日替わりで講義を行い、様々な視点からアドバイスを行うようにしています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人（児童館）の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員	○

	等に周知している。	
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】Ⅱ-3-(1) について

講評	
法人や児童館のホームページで収支計算書や第三者評価結果などを公表し、透明性の高い運営に努めています	
①	児童館のホームページを活用し、児童館の基本方針や事業計画、事業報告などが公開されています。特に初めてホームページを見た方向けや乳幼児保護者、小学生などの対象者に向けて活動報告をこまめに更新し、積極的に利用を呼びかけています。
②	第三者評価の受審結果は、評価結果報告書をホームページに掲載し、誰もが確認できるようにしています。改善した箇所については、行事などの機会に利用者へ直接報告しています。また、苦情・相談体制については毎月のおたよりにも掲載しています。
③	法人児童館3館で労務関係の業務を部分的に社会保険労務士へ委託し、透明性の高い経営を行っています。また市の会計監査が毎年実施されていますが、法人単位でのチェックを受け、ホームページで公表しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	○
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	—
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	—

【評価項目】Ⅱ-4-(1) について

講評	
運営協力会をはじめとした地域組織と児童館との関係性が構築されており、利用者との交流機会が設けられています	
①	法人の倫理規程のなかで地域との関わりについて行動指針が明記されており、児童館でも運営協力会を中心とした地域ボランティアを積極的に受け入れています。
②	関係機関や団体などからの事業案内は、館内にポスターを掲示したり、チラシを配架して情報提供しています。また行事などのお知らせはSNSを活用し、広く通知しています。
③	児童館の周年記念事業や関係団体の主催事業などで定期的に地域交流する機会を設けています。地域のおまつりでは、児童館を利用する保護者や地域住民からもボランティアとして協力を得ています。
④	運営をサポートしてくれるボランティアに恵まれています。受入れに際して登録や事前説明などの確認作業が行われていないようです。今後、互いに安心して継続的な関係を築くため、資料を明文化し手続きが進められることが望まれます。

【評価項目】Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(2) について

講評	
関係機関や団体と地域の福祉課題を共有し、意見交換を行う機会を定期的に設けています	
①	日頃から関係機関や団体と連携し事業や会議を行っています。館長などが参加した会議や収集した情報などは職員間でも共有し、ファイリングしています。
②	自治連合会や学区の社会福祉協議会の役員として館長が参加し定期的に情報交換しています。学校の運営協議会にも参画することで、学校運営に関することや地域住民の情報、児童館での子どもたちの状況について具体的な課題検討を行うことができます。

【評価項目】Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○

2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人（児童館）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-4-(3) について

講評
児童館を中心とした地域連携の取組が、コミュニティの活性化につながっています ① 地域からの要望を受けて児童館が設立された経緯があり、自治連合会を中心とし、消防団や老人会、小・中学校など地域の子ども・子育てに関する機関や団体と連携し、イベントの開催や地域ニーズの把握に努めています。 ② 地域の自治連合会や社会福祉協議会の会議に参加し、地域福祉に関するニーズや生活課題などの情報共有に努めています。 ③ 地域イベントとして毎年「なつまつり」を開催しています。コロナ禍でも工夫を凝らし、オンラインでダンスの発表やメッセージ交換を行いました。地域を巻き込んだ行事の継続的な取組を通して子どもたちと地域住民の関係が深まり、コミュニティの活性化につながっています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-Ⅰ 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅰ) について

理念や倫理綱領、行動指針で利用者を尊重する姿勢について明記し、職員は研修や実践を通して理解を深めています ① 児童養護施設を運営する法人の理念を児童館でも大切にしながら児童館運営が行われています。倫理綱領や行動指針のなかで、個人の尊厳、人権の尊重、自己選択・自己決定権の尊重などについて明記されており、職員は法人のコンプライアンス研修に参加し確認と理解を深めています。 ② 利用者のプライバシー保護については、コンプライアンス規程及びマニュアルを定め、さらに職員心得などに明示しています。児童館情報はホームページや SNS でも発信しているため、写真掲載についてはルールを定め、保護者からの承諾書と子ども本人からも了承を得るようにしています。	
--	--

【評価項目】 Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(Ⅱ)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○

5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○
---	---------------------------------	---

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(2) について

講評
SNS を活用し積極的に広報するとともに、初めての利用者へ丁寧に対応し継続利用へつなげています ① 広く児童館の活動を知ってもらうために、SNS を積極的に活用し、行事の案内や日々の児童館の様子を写真とともに紹介しています。頻繁に更新することでフォロワー数が増加しており、実際の来館へつながることが期待できます。運用にあたりルールを設け、担当職員に誤解や混乱が生じないようにしています。 ② 玄関にはスタッフの顔写真と名前を掲載し、初めての利用者の信頼につながっています。一方で職員のプライバシー保護のため、個別に掲載許可を得られていると安心です。 ③ 初めての利用者には、おたよりやリーフレットなどをお渡ししたり、館内を案内したりしています。子どもが一人で来館した際は、自分で遊びを選択できるように情報を伝えることを心掛けています。見学はいつでも受入れ、職員が一人ひとりへ対応しています。

【評価項目】Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(3) について

講評
利用者アンケートは設問内容の改善をしながら、より多くの意見収集ができるよう努めています ① 毎年度、利用児童や乳幼児・放課後児童クラブ利用保護者に対してアンケートを実施し、活動に参加した感想や要望などを把握しています。 ② 利用者アンケートの質問項目は、法人運営児童館のよりより運営に向けて、少しでも多くの意見を回収できるように、館長会議で内容を検討し改善を行っています。 ③ 設備面や活動内容に関しては職員会議で改善案を話し合い、迅速に反映させるようにしています。また職員の対応に関する意見があれば個別面談を行うなどしてスキルアップの機会と捉えて前向きに対応しています。

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-Ⅰ-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理）が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-Ⅰ-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(4) について

講評
利用者からの相談や意見に対応する仕組みがあり、利用者への周知に取り組んでいます ① 児童館に寄せられた苦情や意見については、法人の苦情解決委員会で他施設の代表者とともに内容や解決のプロセスを検証し、改善方法について検討する仕組みがあります。 ② 毎月のおたよりには、苦情解決窓口として館長の名前を掲載しています。また館内には意見箱を設置し、様々な方法で利用者が意見を伝えらえるよう備えています。SNS の運用ルールとして、コメントの投稿はできないように設定し、閲覧者同士のトラブルや混乱を予防しています。 ③ 利用者から苦情が寄せられた際は、受付簿と経緯を記した記録、解決までの記録を残し、鍵のかかる引き出して保管しています。利用者全体へ影響する案件については、本人の承諾を得て、検討内容と対応策を児童館内に掲示しています。

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-Ⅰ-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-Ⅰ-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-Ⅰ-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	—

【評価項目】Ⅲ-Ⅰ-(5) について

講評
子どものケガ、感染症、防災など安全に関する対応マニュアルが策定され、定期的に見直しが行われています ① 法人運営児童館共通の「事故防止マニュアル」が策定されており、リスクマネジメントに関する責任者は館長が担当しています。館内で起こったヒヤリハット事例は、その都度日誌に記録し、翌日には全職員が確認して予防策を検討しています。 ② 安全・安心に関する情報が市や学校が提供されると、保護者へメール配信し情報共有しています。また帰宅時には地域ボランティアによる見守り活動が行われており、地域ぐるみで安全対策に取り組んでいます。

- ③ 法人として「感染症マニュアル」が整備され、感染症の種類に応じた対策を行っています。また行政研修に参加し最新の対応策を学ぶとともにマニュアルに反映させるための見直しを随時行っています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 Ⅲ-2-(1) について

講評
全職員が一定の水準で運営するための方法を明文化し、職員間で振り返りながら業務にあたっています ① 法人児童館の合同研修会では、「児童厚生員の心得」として業務マニュアルをテーマにした研修が行われています。仕事に対する心構えや利用者対応、職場倫理などについてグループワークを取り入れ、職員への周知を図っています。マニュアルの見直しは、指定管理の更新年度を目途に、館長会で検討し改訂を行っています。 ② 職員の日常的な動きや運営上の手順等は、日々のミーティングや職員会議を通じて職員同士で確認を行うとともに、変更が必要な場合は少人数職場のメリットを活かし即対応するようにしています。 ③ 全職員の勤務体制や業務分担などを毎日「ジョブシート」に記入し、ミーティングの際に共有しています。職員は、業務内容を再確認するだけでなく、シートに毎日記載されている法人の理念や児童館の目標を振り返ることができます。

【評価項目】 Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備され	○

	ている。	
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評
ICT 化による業務の効率化と個人情報の管理体制の確立に取り組んでいます ① 児童館の活動日誌や児童クラブ日誌は法人で統一された様式を用いて、記録されています。ヒヤリハットや苦情が発生した場合は概要を日誌に記載し、詳細については別ファイルに記録し継続的に状況を確認できる仕組みです。 ② ケース会議を行うなど継続的な支援を行っている子どもについては個人別のファイルを作成し、職員間で情報共有が確実に行われるよう努めています。 ③ 個人情報の取扱いに関しては、規程に基づき適切に保管、破棄しています。職員に対して個人情報保護に関する研修会を行い遵守への理解と徹底に努めています。登録制の活動に関しては利用者へ事前に個人情報の取扱いについて説明し、納得したうえで申込みをしていただいています。

＜児童館の活動内容に関する事項＞

Ⅰ、児童館の施設特性

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅰ) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	子どもが自らの意思でひとりでも利用することができている。	○
2	子どもが遊ぶことができている。	○
3	子どもが安心してくつろぐことができている。	○
4	子ども同士にとって出会いの場になることができている。	○
5	年齢等の異なる子どもが一緒に過ごし、活動を共にすることができている。	○
6	子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅰ)について

講評	
職員がみな児童館の基本特性を理解し、それに基づいて利用者への対応を行っています	
① 「誰でも気軽に集え、ほっこりできる居場所にあること」を運営方針の一つに掲げ、自由来館の小学生や中・高生世代の利用を積極的に促しています。午前中は毎日、乳幼児プログラムも実施しています。子どもや保護者は誰でも、利用したいときに利用することができます。 ② 子どもたちと館長・職員の間には信頼関係が築かれています。子どもたちは友だちと喧嘩して気持ちが収まらないようなとき、事務所の一角で個別に館長や職員に時間を取ってじっくりと話を聴いてもらっています。 ③ 施設の基本特性について、職員がみなその主旨を理解し、利用者への対応を意識的に行なっています。	

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅱ) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域における子どもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができている。	○
4	子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 Ⅰ－(Ⅱ)について

講評	
地域とともに、子どもたちの健全育成を担う、子ども・保護者の居場所となっています	
① 学童クラブ、自由来館、乳幼児と、地域における子どもの居場所になっています。職員は子どもや保護者と深く関わり、児童虐待を含め子どものあらゆる課題に対応し、必要に応じて関係機関と連携して取り組んでいます。 ② 地域ボランティアに大きく支えられており、児童館運営協力会はもとより、工作教室、お祭りなど、さまざまな場面で力になってもらっています。子どもたちは児童館を通じて地域住民と改めて関わりを深める機会を得ています。 ③ 次世代の地域ボランティアの育成や、子育て世帯の主体的活動の促進など、今後の課題も見据えつつ活動に取り組んでいます。	

【評価項目】 1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1-(3) について

講評
子どもの権利を保障するために、研修や職員会議など、さまざまな取組をしています ① 児童館活動のあらゆる場面で子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう、日々の活動や職員会議の場で確認されており、職員全員にそうした意識が十分浸透しています。 ② 子ども自身が子どもの権利を知る機会については、日常的な職員の子どもへの関わり方を通じて知るのに加えて、児童館として関連する新しい本を買って図書室に設置し、読み聞かせをするなどの取組も行っています。 ③ 権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組としては、人権研修の受講、事例の共有、ポスターの掲示などの取組を行っています。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1) について

講評
職員は子どもの発達について理解しており、一人ひとりの状況に応じて受容的に対応しています ① 職員は子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について京都市児童館学童連盟主催の体系研修等を通じて学んでおり、子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っています。 ② 職員は子どもたちが来館している間、その時々一人ひとりの心身の状態に気を配りながら受容的に対応し、子どもと信頼関係を築くよう努めています。 ③ 館長と4名の職員で全ての児童館事業を担い、130人の児童クラブを運営するという余裕のない状況の中で、個別の記録を作成・活用するなど、可能な限り一人ひとりの子どもへの対応を振り返るよう努力しています。

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2) について

講評	
子どもが自ら遊びを作り出し、自由に遊ぶための環境を整えています ① 職員は子どもが自ら好きなように遊びを作り出せるよう、環境を整え自由に活動できるようにしています。「きのこクラブ」や「紙芝居クラブ」「もりあげ隊」など、子どもが自ら遊びを作り出せる仕組みも整っています。 ② ボードゲーム、ブロック、大型遊具などが、自由に出して利用できるルールになっており、子どもの発想で好きなように安全に遊べるよう工夫されています。片付けも自分たちでできるよう、視覚的に工夫されています。 ③ 子どもたちが自発的・創造的に活動できるよう、職員同士の毎日の打ち合わせの場面で、対応や働きかけについて確認しあっています。	

【評価項目】 2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と その中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-(3) について

講評	
子ども同士が多様な集団を形成して、様々な活動に自由に取り組めるよう援助しています ① 「パパと遊ぼう」「乳幼児クラブ」「ほっとひろば」「中高生の時間」「遊びの達人」「なつまつり」「イースター」等と、多様なプログラムを実施しており、乳幼児から中・高校生世代まで、幅広い年齢の子どもが日常的に来館しています。 ② 「卓球広場」や「駄菓子屋さん」自由遊びの場面では、幅広い年齢の子どもが一緒に過ごしており、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子がみられます。 ③ 子どもに対する個別・集団の援助について記録しており、職員会議や個別のケース会議、日々の打ち合わせ等で職員間で事例検討をしています。	

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-（1） 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-（1）について

講評
子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所になるよう、環境づくりが行われています ① 乳幼児は主に午前中、午後は児童クラブと自由来館というように、乳幼児から中・高校生世代までの全ての子どもが、日常的に気軽に利用できるようになっています。 ② 児童クラブでは児童台帳が作られており、来館する子どもの住所・氏名・年齢・緊急時の連絡先等が把握されています。自由来館については、行事に参加する子どもには事前に連絡先等を確認しますが、普段の利用については氏名の把握のみ行い、緊急時は小学校へ問い合わせて保護者と連絡をとる仕組みです。 ③ 玄関やトイレはバリアフリーで、おむつ交換台も設置されているなど、乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できるようになっています。利用者がくつろいだりする空間については、図書室等を上手に活用しています。

【評価項目】 3-（2） 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	—
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-（2）について

講評
中・高校生世代も積極的に受け入れており、中高生タイムの他、乳幼児との交流等も行っています ① 隣接する中学校と連携が取れており、学校には学区連絡会・児童館運営協力会の会員になってもらっています。 ② 中学校の家庭科の授業に協力して「赤ちゃんとのふれあい交流」を実施したり、児童館のイベントに中学校の吹奏楽部に来てもらったりしています。 ③ 17 時以降は中・高校生世代の子どもたちが自由に過ごせる「中高生タイム」としていますが、積極的な利用がありません。魅力的なプログラムや、中・高校生世代の子どもたちが自ら企画する取組等が求められます。

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-（1） 子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-（1）について

講評
子どもの意見や気持ちに寄り添うべく、その時々の子どもの状況等に応じて柔軟に運営しています ① 職員は子どもたち一人ひとりに意識的に声をかけ、常にコミュニケーションを取り、その時々状況や気持ちを把握するよう努めています。 ② 子ども集団の様子をみて環境改善に努めるとともに、困っている子には個別に事務所で話を聴くようにしています。またその場合は、事務室の扉を閉めたりブラインドを下ろしたりと、必要な配慮を怠ることなく丁寧に対応しています。 ③ 高学年の「きのっこクラブ」とは別に、1～3 年生の主体的な活動を「紙芝居クラブ」として立ち上げるなど、子どもたちの思いやその時々状況に寄り添った柔軟な運営を行っています。

【評価項目】 4-（2） 子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-（2）について

講評
子どもたちの意向や意見を丁寧に汲み取り、児童館の運営や各種活動を柔軟に実施しています ① 子どもの意見を尊重するために日常的に意見箱を設置する他、行事の後にはアンケートも実施しています。また、放課後児童クラブの帰りの会でも、折に触れて子どもたちから意見を聞き出すよう努めています。 ② 子どもたちが遊びの企画を考える「もりあげ隊」という仕組みがあります。また、高学年の子どもたちが、駄菓子屋さんや夏祭りなど様々なイベントを企画運営する「きのっこクラブ」という活動にも取り組んでいます。 ③ 夏祭りは地域の方々に協力して頂きながら、子どもたちが意見を出し合いつつ、準備段階から主体的に取り組む作り上げています。

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-（1）について

講評
配慮を必要とする子どもへの対応は、小・中学校、はぐくみ室、民生委員と連携しながら行っています ① 保護者からの様々な相談に対しては、基本的に保護者懇談会や連絡帳、電話等で対応し、必要に応じて面談に切り替えるようにしています。 ② 保護者に不適切な養育や児童虐待等が疑われる場合には、小・中学校や京都市西京子どもはぐくみ室、民生児童委員、児童相談所等と連携して対応しています。個別のケースごとに会議を持ち、関係各所が適切に支援できるように調整しています。 ③ 障害のある児童の受け入れについては、介助者を配置するとともに個別にケース会議を開くなど、様々な支援策を講じています。

【評価項目】 5-（2） 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-（2）について

講評
日常的に個別の記録を取り、必要に応じてケース会議を開いて子どもや家庭の支援を行っています ① アレルギーや発達障害の状況、集団生活の中で苦手とすることなど、特に配慮が必要な児童等について個別の記録を作成し、職員間で共有・活用しています。 ② 放課後児童クラブに登録している児童一人ひとりについて個別支援の記録シートを作成しています。好きなことや苦手なこと、家庭からの相談事項、必要な支援等について記録を取り、個別の支援が必要となった際に役立てています。 ③ 小・中学校や京都市西京子どもはぐくみ室、民生児童委員、児童相談所等と連携して個別のケース会議を開き、子どもや家庭の支援につなげています。

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6－(1) 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6－(1)について

講評
保護者の子育て支援のために、多様なメニューを用意し積極的に取り組んでいます ① 子どもの年齢に応じた乳幼児クラブとともに、ベビーマッサージ、親子ヨガ、英語遊び、音楽遊び、父親との遊びなど、テーマ別の親子遊びの会を開催し、子どもとその保護者が自由に楽しく交流できる場を提供しています。 ② 療育の専門スタッフや保健師などとも連携して、子どもの発達上の課題等について専門家に気軽に相談できる会（きらきらクラブ）を開催しています。年間を通じて定期的に（令和5年度は全8回）、保育士の見守り付きで子どもを自由に遊ばせながら実施しています。 ③ 京都市指定の子育て支援拠点「地域子育て支援ステーション」に指定されており、乳幼児親子の交流、様々な活動プログラム、情報提供、講座、相談、赤ちゃん家庭への訪問事業等を実施しています。乳幼児親子は10時から18時30分まで利用できることになっており、日常的に活発に利用されています。

【評価項目】 6－(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	—
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6－(2)について

総評
保護者と協力して乳幼児支援を行っていますが、保護者の参画が難しくなっています ① 隣接する中学校の家庭科の授業に協力して「赤ちゃんとのふれあい交流」を実施しています。生徒たちは更に乳幼児のために手芸でおもちゃを作り、幼児クラブの時間に来館して一緒に遊んだりしています。 ② 時代とともに乳幼児保護者の意識が変化し、参画が難しくなっているのが現状です。参画のねらいや方法について改めて理解を深めるとともに、保護者の主体性を育むように少しずつ支援していくことが求められます。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
地域の活動に協力し、子どもと交流してもらう等、地域の健全育成の環境づくりに取り組んでいます ① 地域のボランティアの方に卓球や工作などの他、年2回の「だがしやさん」や季節のイベントに協力してもらい、子どもたちと直接交流できる機会を設けています。 ② 小学校の PTA や少年補導委員会のイベントの際に、テントやビニールプールなどの児童館の備品を貸し出すなど、地域の子どもの育成活動に協力しています。 ③ 桂川ふれあいまつりでステージ発表など、地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがあります。

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	—
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1) について

講評
子どもを含めたボランティアの育成と活動支援を行い、地域ぐるみの豊かな活動を実現しています ① 児童館長や職員は行事に向けた子ども同士の話し合いや各種作業が子どもの主体性を育むことへの共通理解をしたうえで、「きのこクラブ」や紙芝居クラブ等、遊びの延長としてのお手伝いやボランティア活動に取り組んでいます。 ② 「工作教室」や「だがしやさん」「えいごのじかん」など、児童館活動の様々な場面で地域住民に協力してもらい、ボランティアとして活動してもらっています。活動を通じて地域住民は子どもたちと交流する機会を楽しんでいます。 ③ 乳幼児の保護者については、かつての「お当番」ではなく、その意向やニーズに寄り添いながら、主体性を育み、相互の関係を作っていくための新しい形での取組を模索することが求められます。

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1) について

講評
事故防止や保健衛生に配慮しつつ、子ども自身の安全能力の育成を心掛けています ① 職員間でヒヤリハットを共有して事故防止に役立てています。また、事故やケガの発生時には直ちに保護者に連絡するとともに、事故報告書を作成して育成推進課に提出しています。 ② 職員は救急法や安全管理の研修を受講し、AED やエピペンの使い方を身につけています。また、毎回自由遊びの前に遊具の使い方や遊びのルールを子どもたちに確認し、子ども自身の安全能力を育むよう心掛けています。 ③ 乳幼児クラブや児童クラブでアンケートを実施し、飲食を伴う活動で食物アレルギーが発生しないよう努めています。また、手洗いの声掛けを日々行い、採光・換気等保健衛生にも十分配慮しています。

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評
小学校や地域との連携を密接に取り、地域ぐるみの健全育成環境を築くよう働きかけています ① 小学校と密に連携を取っており、毎月、児童館だより・学童だよりを渡し、学校だよりや下校時間についてのプリントをもらうなど、児童館の活動と学校の行事について適切な情報交換を行うようにしています。 ② 小学校の担任が毎日児童館に顔を出してくれて、子どもの様子について細かく情報交換を行っています。 ③ 地域住民向けのアンケートを実施したり、PTA の OB によるコーラスグループに練習場所として児童館を活用してもらうなど、地域の人材・組織等との協力関係を築くよう努めています。

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	○
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○

【評価項目】 10-(2) について

講評
地域に根付いた児童館活動を展開すべく、年3回、児童館運営協力会を開催しています ① 自治連合会や小学校 PTA、地域住民個人等のメンバーによる児童館運営協力会を年3回定期的に開催し、臨時に対応すべき事項が生じた場合は適宜開催しています。 ② 年度末の運営協力会には子どもたちも参加し、次年度にどんなイベントをしたいか、自分たちの意見をまとめて発表する機会を設けました。会議は平日18時から開催し、冒頭の30分間で子どもの意見発表を行い子どもたちの負担が少ないよう配慮しました。 ③ 児童館運営協力会のほか、児童館長は学区連絡会（年3回）や小学校運営協議会（年3回）等にも参加し、地域に児童館活動を理解してもらうよう働きかけています。

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-(1) について

講評
児童館機能を活かして、児童クラブ以外の児童や地域住民と日常的に交流しています ① 放課後児童クラブを3クラス、京都市の基準条例（最低基準）に基づいて実施しています。 ② 児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもたちは、児童館事業の各種遊びの教室やクラブ、日常的な自由遊び等と一緒に参加し交流しています。 ③ 児童クラブに在籍する子どもは、児童館で行われる各種のイベント等を通じて、地域の子どもや住民と直接交流する機会が設けられています。

総 評

■特に良い点

ポイント1	活動に際しては、常に利用者の声を拾い上げ、その意向を尊重しています
	川岡東児童館では、保護者や子どもたちとの日常的なやり取りや、折に触れてのアンケートの実施などを通じて、常に利用者の声を拾い上げ、その意向に沿うようにしています。職員は子どもが主体的・創造的に活動できるよう、その時々の子どもの状況や気持ち、職員の対応や支援の方向性等について、日々の連絡会議でお互いに確認しています。部屋の使い方については、子どもが自ら遊びを選択したり作り出したりできるように、子どもの意見も取り入れながら様々な工夫し、エリア分けをしています。行事やクラブ活動は、それ自体を目的とするのではなく、子どもの日常的な遊びがより豊かにおもしろくなるための投げかけであると捉えて、子どもの主体性を尊重しつつ取り組むようにしています。
ポイント2	乳幼児親子が交流できるよう、毎日様々な子育て支援プログラムを実施しています
	午前中は毎日、乳幼児親子向けに、年齢に応じたクラブ活動や集いの広場、ベビーマッサージや親子ヨガなど、多様なプログラムを実施しています。ランチタイムや午後の時間帯も利用可能で、乳幼児親子が自由に交流できる地域の居場所となっています。訪問調査当日も2組の親子が来館しており「児童館があって助かっている」と語っていました。児童虐待の予防も意識し、保護者の相談に対応したり、館長が民生・児童委員とともに新生児のいる家庭を訪問したりしています。地域の子育て支援の拠点として、積極的に子育て支援活動に取り組んでいます。
ポイント3	地域住民の関わりがたくさんあり、地域ぐるみの子育て・健全育成環境を育む拠点となっています
	年2回の「だがしやさん」や季節のイベント、月2回の「工作教室」など、地域住民の協力を得た活動が様々行われており、児童館を利用する子どもたちが地域住民と直接交流する機会ともなっています。地域のイベントに児童館として参加することもあり、地域ぐるみの子育て・健全育成環境を育む拠点となっています。小学校のPTAや少年補導委員会のイベントの際には、児童館からテントやビニルプールなどの備品を貸し出すなど、地域の子どもの育成活動に協力しています。

■改善が望まれる点

ポイント1	日常的に個別の記録を取り、必要に応じてケース会議を開いていますが、利用児童全員に対する個別検討会の時間は取れていません
	放課後児童クラブに登録している児童一人ひとりについては個別支援の記録シートを作成しており、好きなことや苦手なこと、家庭からの相談事項、必要な支援等について記録を取り、「個別の支援が必要となった際に」役立てています。しかしながら、児童一人ひとり全員についての個別検討の時間は取れずにいます。また自由来館の児童についての記録も残しておくことが望まれます。
ポイント2	乳幼児活動は活発に行っていますが、保護者の参画意識を育む取組が十分ではありません
	幼児クラブや広場事業では利用者を単にお客様扱いするのではなく、内容の取り決めや準備、当日の運営等、可能な限り保護者と協力して行うようにしています。しかしながら、時代とともに乳幼児保護者の意識が変化し、参画が難しくなっているのが現状です。参画のねらいや方法について改めて理解を深めるとともに、保護者の主体性を育むように少しずつ支援していくことが求められます。